

農作業の標準小作料と標準受委託料金

農業委員会では、田や畑を貸し借りする場合の目安となる標準小作料を、表1のとおり改訂しました。小作料はこの料金を参考に、貸し手と借り手がよく話し合って決めてください。

また、今年度の農作業を受託したり、委託したりする際の標準料金を、表2のように決めました。この料金は、10アール区画のほ場条件をもとに算定した標準額です。

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎(866)2270

表1 秋田市標準小作料(転作を伴う場合)

| 地域 / 収量による区分 | | 標準小作料額 (10アール当り) | |
|--------------|------|---------------------|---------|
| 田(水稲) | 上田地域 | 630kg | 17,000円 |
| | | 600kg | 16,000円 |
| | 中田地域 | 570kg | 15,000円 |
| | | 540kg | 13,000円 |
| | 下田地域 | 510kg | 10,000円 |
| | | 480kg | 5,000円 |
| 畑 | 全地域 | 10,000円 | |

土地改良工事の特別賦課金、工事費借入償還金は原則、地主負担とします

玄米などの物納は、1俵60kgとしキログラム表示してください
転作分を貸し手が実施し、水稲作付けとして賃貸する場合は、下の参考小作料をご利用ください

参考小作料(稲全作の場合)

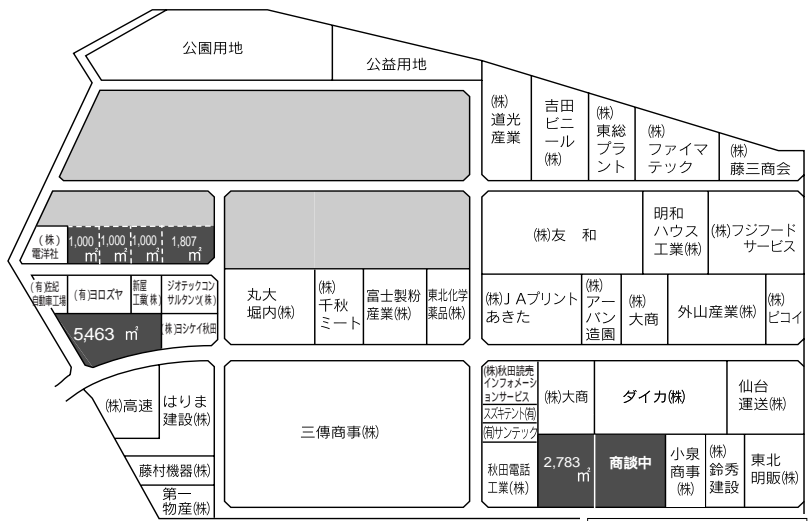
| 地域 / 収量による区分 | | 標準小作料額 (10アール当り) |
|--------------|-------|---------------------|
| 上田地域 | 630kg | 28,000円 |
| | 600kg | 27,000円 |
| 中田地域 | 570kg | 25,000円 |
| | 540kg | 23,000円 |
| 下田地域 | 510kg | 18,000円 |
| | 480kg | 11,000円 |

労働時間は、原則として1日8時間。「まかない」その他の現物支給は含まず、委託者の補助的な作業出役をしないものとします

「手植え」と「手刈り」は「一般作業」に含まれます

表2 平成13年度農作業標準受委託料金

| 作業種別 | 料金 (10アール当り) | 備考 | |
|------|-----------------|-------------------|--|
| 春作業 | 水田耕起 | 6,300円 | |
| | 水田代かき | 7,300円 | |
| | 田植(機械植え) | 7,200円 | 機械植付のみ(苗は含みません) |
| 秋 | 刈取・脱穀 | 11,900円 | 結束ヒモを含みます |
| | コンバイン | 22,400円 | 刈取・運送一連作業とします 刈取のみは18,500円 |
| | ハーベスタ | 9,800円 | |
| | 乾燥 | 8,000円 | 初めの投入・排出・見回り |
| 業 | 補助乾燥 | 4,600円 | 初めの投入・排出・見回り |
| | もみすり | 730円 | 60kg当たり袋詰まで(紙袋を含む) |
| | 精米 | 1,070円 | 60kg当たり |
| 薬剤散布 | 粉・粒剤 | 960円 | 畦はんからの散布の場合。薬剤は含みません |
| | | 1,800円 | 水田の中へ入っての散布の場合。薬剤は含みません |
| | 乳剤 | 1,200円 | 薬剤は含みません。ラジコンヘリコプター防除の場合は、おおむね5ha団地単位とします。 |
| | ラジコンヘリ防除 | 1,300円 | |
| あぜ塗り | 4,500円 | 100m当たり(1m当たり45円) | |
| 草刈り | 1,800円 | 畦はん部分 | |
| 一般作業 | 7,300円 | 男女とも1人1日当たり | |



■ 13年度分譲 ■ 14年度以降分譲予定

分譲中！西部工業団地

新屋島木町の西部工業団地では、製造業や卸売業などの事業向け用地を分譲しています。このエリアには、現在37社が立地し、約1,000人が働いています。

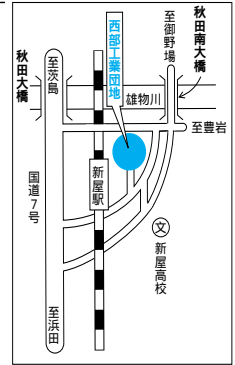
4月から新たに、小規模用地5区画を分譲中です。新しい事業用地をお探しのかた、増設・移転をお考えの企業は、ぜひご検討ください。

分譲面積 1,000㎡～

用地価格 28,000～29,000円/㎡

融資制度 中小企業用地取得資金(固定金利年2.9%・10年償還、利子補給制度あり) 中小製造業設備資金(実質金利年0.9%・7年償還)

問い合わせ 工業労政課企業誘致担当 ☎(866)2114



6

開発許可制度が変わります

都市計画法の一部改正により、5月18日から開発許可制度が次のとおり変わります。

市街化調整区域()内の「既存宅地()の確認」制度が廃止されます。市街化調整区域において「既存宅地の確認」を受けた土地では、これまで開発許可がなくても建物を建築できましたが、制度の廃止にともない、農家以外のかたが新たに住居を建てるのが難しくなります。ただし、建て替えの場合は、許可を受ける必要はありません。

なお、自己の居住用などの建築物に限り、次のとおり5年間の経過措置があります。

都市計画区域外でも、1万平方メートル以上の開発行為は、開発許可が必要になります。

都市計画区域外でも開発許可が必要になります。

市街化調整区域 市街化を抑制する区域 既存宅地 市街化区域に隣接または近接し、おおむね50戸以上の建築物が連なっている地域で、昭和46年3月30日以前から引き続き宅地である土地

5月17日までに既存宅地の確認を受けた土地は5月18日から5年間5月17日までに既存宅地の申請を行い、5月18日以降に既存宅地の確認を受けた土地は、確認を受けた日から5年間

市街化調整区域 市街化を抑制する区域 既存宅地 市街化区域に隣接または近接し、おおむね50戸以上の建築物が連なっている地域で、昭和46年3月30日以前から引き続き宅地である土地

都市計画区域外でも、1万平方メートル以上の開発行為は、開発許可が必要になります。

都市計画区域外でも開発許可が必要になります。

☎(866)2115

都市整備課